



環政 - 1421
平成13年2月23日

秋田県知事 寺田典城様

秋田県知事 寺田典城



秋田県環境保全センターD区処分場整備事業に係る
環境影響評価方法書について（通知）

このことについて、環境影響評価法第10条第1項の規定による意見は次のとおりです。

なお、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定された項目及び手法の見直しを行うなど適切に対応してください。

- 1 工事に伴う濁水については、対象事業予定地下流に農業用取水施設や簡易水道施設が存在していることなどに十分配慮して調査等を行うこと。
- 2 公共用水域などの水質に係る調査等に当たっては、人の健康を保護する上で知見の集積が必要な物質として位置づけられた要監視項目に掲げられている重金属類についても行うこと。
- 3 内分泌攪乱化学物質については、国の実態調査結果などを見極めながら、適切に調査等を行うこと。
- 4 地下水に係る調査地点については、対象事業予定地下流に存在している簡易水道の取水地点等に十分配慮して選定すること。
- 5 悪臭については、対象事業予定地周辺の廃棄物搬入ルートに位置する住居地域においても調査等を行うこと。

担当 生活環境文化部環境政策課
環境審査班 土田、佐々木
電話 018(860)1603